

第2章 生きる力の育成

III 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加を図るために、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものであり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった連続する多様な学びの場の充実を図り、児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導を行うことが重要である。

1 広島県における特別支援教育の推進

県教育委員会は、令和2年2月に専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指して、広島県特別支援教育ビジョンを改訂した。このビジョンは、障害のある児童生徒一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、本県における特別支援教育の理念や方針等を総合的にまとめたものである。

支援体制の整備

- 多様な学びの場の充実
- 各市町の就学相談支援体制の強化
- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備
- 交流及び共同学習の充実
- 特別支援教育の保護者等への理解啓発 等

教員の専門性の向上

- 学びの場に応じた研修
- 地域の中核となる教員の育成
- 特別支援学級担任、通級による指導担当者を対象とした免許法認定講習の実施、受講の促進
- 特別支援学校教員の複数障害種免許状取得の促進 等

特別支援学校における教育の充実

障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等

- カリキュラム・マネジメントの推進
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法、障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮及び評価の在り方の工夫・改善
- 職業的自立を促進する教育の推進
- 授業におけるICT活用の促進、環境整備、教員の指導力の向上
- 重複障害のある生徒等、医療的ケアが必要な生徒等への指導の充実（専門家との連携、支援機器の活用）
- 医療的ケア実施体制の強化
- センター的機能の更なる充実 等

県立特別支援学校の教育環境の充実・整備

- 知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備
- 職業教育の一層の充実
- 今後の特別支援学校の在り方を検討 等

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県特別支援教育ビジョン」（令和2年2月）

2 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 障害者の権利に関する条約

国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「条約」という）を平成19年に署名、平成26年に批准した。

条約の批准に当たっては、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、関連する国内法令の整備が進められた。また、教育分野では、今後の特別支援教育の在り方が中央教育審議会で検討され、平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられた。

この報告を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるきめ細かな指導を、より一層充実していくことが求められる。

(2) インクルーシブ教育システム

この報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、障害のある者とない者とが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしている。その際、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると報告は指摘している。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。例えば、発達障害等により言葉だけでは内容を理解しにくい子供に対して、具体的・視覚的な伝え方を工夫することがそれに当たる。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用するとともに、十分な教育が提供できているかという観点で定期的に評価することが大切である。

なお、合理的配慮を決定するに当たっては、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先する必要があるかなどについて、学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましい。また、合理的配慮を検討するに当たっては、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携することが求められる。

(2) 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- 保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

- 点字、拡大文字、要約筆記、筆談、絵カード、コミュニケーションボード、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段（ＩＣＴ機器によるものを含む。）を用いる。特に、意思疎通が不得意な障害者に対しては、絵カード、コミュニケーションボード等を活用して意思を確認する。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意する。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可する。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者や支援者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。

- ・ 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ・ 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行う。
- ・ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によつては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり、個別に対応したりする。

参考：広島県教育委員会 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領に係る留意事項」

○ 参考HP：

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）、中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」（平成28年8月）、国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

4 特別支援教育における連携

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところである。各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が必要である。

(1) 切れ目のない支援体制、家庭・教育・福祉の連携（トライアングル）

障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、学校と放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、教育委員会や福祉・保健部局等が主導し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう（切れ目ない支援）、家庭と教育と福祉のより一層の連携（トライアングル）を推進する必要がある。

(2) 障害のある人を支援するためのサポートファイル

障害のある人たちのライフステージを通じた一貫した支援の推進を図ることができるよう、県内全ての市町において配付され、啓発が図られている。学校は、保護者から提示されたサポートファイルの情報を活用して、個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携して支援をすることが大切である。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、学校等の要請により、障害のある児童生徒又は教師等に対して必要な助言又は援助を行うなど、教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが必要である。そ

の際、校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の保育所又は幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることが必要である。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等は、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用することなどにより、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うように努めることが大切である。

(4) 交流及び共同学習の推進（心のバリアフリー）

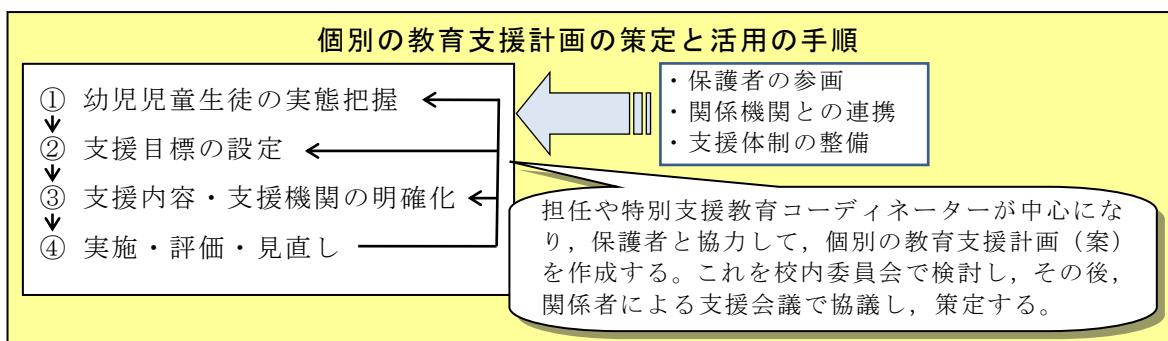
交流及び共同学習には、障害のある子供と障害のない子供が一緒に活動に参加することで、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の二つの側面があり、この二つの側面は分かちがたいものとして捉えることが重要である。

実施に当たっては、特別支援学校と小・中学校等の双方の教育課程に位置付けるとともに、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなど十分に連携し、計画的、組織的に継続した活動を実施することが必要である。

5 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

(1) 個別の教育支援計画の策定と活用の手順

障害のある幼児児童生徒については、学校だけでなく、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的視点で就学前から学齢期、社会参加までを通じて適切な指導と必要な支援を行える体制を整えることが重要である。例えば、進路先に在学中の支援の状況を引き継ぐ際に、本人や保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画を活用して関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図るなど、指導や必要な支援に生かすことが大切である。



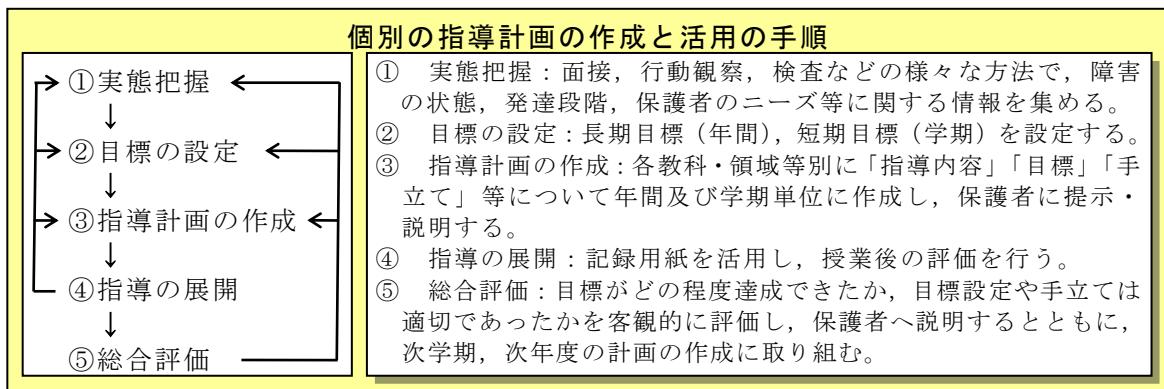
(2) 保護者の参画

個別の教育支援計画の策定及び支援の実施、評価、見直しに当たっては、保護者の意見を十分に聞くとともに、学校と保護者が支援内容等について共通理解を図ることが重要である。共通理解を図るためにには、担任や特別支援教育コーディネーター等が幼児児童生徒の学習上のつまずきなどに早期に気付き、その状況を保護者に丁寧に伝え、支援の必要性・重要性を理解してもらうことが必要である。

(3) 個別の指導計画の作成と活用の手順

障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図るために、個別の指導計画を作成し、実際の指導に活用することが重要である。

個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた目標を設定し、指導内容や具体的な手立てを設定することが必要である。



(4) 個別の指導計画に基づいた授業の実施

授業の実施に当たっては、個別の指導計画に基づいて、実際の授業における目標、指導内容、手立て及び評価の観点を個別に明確にすることが必要である。そのためには、個別の指導計画と学習指導案との関連を明確にするとともに、実際の授業を通して評価を行い、改善を図ることが大切である。

(5) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎ

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、安心して登校し、充実感、達成感をもって学校生活を送るためには、指導方針・指導方法等の情報を確実に就学・進学・転学・就職先等に引き継ぐことが重要である。

校種間の引継ぎをスムーズに行うためには、保護者との連携による信頼関係の構築、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用、引継ぎの場の設定、が重要である。

保護者連携においては、入学式等の機会を使って、相談窓口となる特別支援教育コーディネーターの周知を図ることや、相談時に保護者の願いを丁寧に伺うなどして、支援の必要性について保護者と共通理解を図ることが重要である。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に当たっては、保護者に作成の目的や記載内容、活用方法等について丁寧に説明を行い、作成について同意を得ることが必要である。その際、確認のためのチェックシートを作成する等して、手順を確認しながら適切に行うことが大切である。

引継ぎに当たっては、就学・進学・転学・就職先等での支援内容を考えるため、特別支援教育コーディネーターを中心に、授業参観や連絡協議会などの引継ぎの場を定期的に設定すること、引継ぎのツールとして、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用することが必要である。

校種間の連携は、受け入れる側が主導的な役割を担い、支援内容等を確実に引き継ぐようにすることが大切である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「特別支援教育ハンドブックNo.2」（平成20年3月）、「特別支援教育ハンドブックNo.4 つなぐ支援 つなぐ笑顔～スムーズな校種間連携のために～」（平成26年3月）